

## 令和2年 その他の提案 (B)

### 1 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案

#### 日本創生のための将来世代応援知事同盟（※）の共同提案

No	提案項目 [提案団体] 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	回答 (各府省)
1	<p><b>地域少子化対策重点推進交付金の交付対象年度の緩和</b></p> <p>[島根県、山梨県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟]</p> <p>【内閣府】 (地域少子化対策重点推進交付金交付要綱等)</p>	<p>【現状】 優良事例の横展開支援事業において、結婚支援センターの運営費やシステム等、恒常的に人件費や維持費等が発生するものについて、運用開始後3か年度を補助期限とする取扱いが令和元年度から追加された。</p> <p>【提案】 補助期間の延長等の要件緩和を図る</p>	<p>○恒常的に人件費、システム維持費等の費用が発生する事業については、地域の実情や課題に対応してステップアップすることを条件に、設置後3か年度を限度として従前からの運営費も交付金の対象とし、設置3か年度を経過した後は、ステップアップに関連した部分のみを交付金の対象としている。</p> <p>○これは限られた予算を効果的に活用するため、自治体における新規事業立上げやステップアップに係る取組に対して集中的に支援を行い、また自治体においても交付金に頼らない持続可能な取組を確立していただくもの。</p> <p>○自治体における少子化対策の取組を更に支援していくため、令和3年度予算案においては、自治体からの様々な御要望も踏まえ、自治体間連携を伴う広域的な結婚支援に対する重点的支援、結婚新生活支援事業の充実等を図ることとしている。</p>

※日本創生のための将来世代応援知事同盟構成県 (令和2年6月時点 (= 提案時点))

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、福井県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県 (17 県)

## 2 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案

### 長野県発案の提案

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	理由 (今後検討、調整が必要な事項)
1	<p><b>農業の担い手が自身の住宅を建設する場合の特例の導入</b></p> <p>【農林水産省】 (農地法施行令等)</p>	<p><b>【現状】</b> 既存集落に接続していなければ、農業の担い手が優良農地に住宅を建築できない。</p> <p><b>【提案】</b> 住宅を農業用施設と位置付け、既存集落に接続していなくても、農地転用を可能とする。</p>	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）」に基づき発出された平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2473 号通知において、当該住宅を地方公共団体が策定する農業振興に関する計画（27 号計画等）に位置付けることによって、家畜管理上の必要性から畜舎近くに住宅用地を求めることが可能である旨が示されているところであり、提案団体の求める農機具置場や家畜小屋等を併設する農家住宅について I 種農地転用許可を不許可の例外とすることについても、当該計画による対応が可能とされているところ。</p> <p>平成 25 年当時の議論を踏まえてもなお改めて議論する必要性が認められるような、当時からの情勢変化や新たな支障事例等が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。</p>

以上